日高博愛園しおや重要事項説明書

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14 日厚生労働省令第34号第88条(準用)第3条の7に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 博愛会
主たる事務所の所在地	和歌山県御坊市名田町野島1番地9
代表者名	小林 隆弘
電話番号	0738-29-3181

2 ご利用事業所

= = 1 07 10 0 7 1077 1	
ご利用事業所の名称	日高博愛園しおや
指定事業者番号	3 0 9 2 0 0 0 0 8 6
所在地	和歌山県御坊市塩屋町北塩屋 1246
電話番号	$0\ 7\ 3\ 8 - 5\ 2 - 7\ 3\ 0\ 0$
営業日	3 6 5 日
営業時間 (訪問サービス)	2 4 時間
同 (通いサービス)	午前10時~午後4時
同 (宿泊サービス)	午後4時~翌午前10時
通常の事業の実施地域	御坊市
登録定員	29名 ※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、
利用定員 (通いサービス)	18名 ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を
同 (宿泊サービス)	9名 超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの
	提供ができない日がある場合がありますので、ご了承
	ください。

3 事業の目的と運営の方針

事業目的	要介護者等の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
	事業所の職員は、通いを中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時 訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅におけ る生活の継続を支援するよう関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・ 医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り努めるものとします。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種 資格	員数	勤務の体制
-----------	----	-------

管理者	介護支援専門員	1人	常勤1人(介護支援専門員と兼務)
	認知症対応型サービス	, .	午前8時30分~午後5時30分
	事業管理者研修修了		
介護従業者	介護福祉士	6人	常勤6人 非常勤2人
7.1.2.7.5.7.7	7. B. T. T.		早出 午前7時00分~午後4時00分
	介護職員	2人	午前7時30分~午後4時30分
			平常 午前8時30分~午後5時30分
			遅出 午前9時30分~午後6時30分
			午前10時00分~午後7時00分
			夜勤 午後4時30分~午前9時30分
	看護師又は准看護師	2人	非常勤 2 人
			早出 午前7時00分~午後4時00分
			午前7時30分~午後4時30分
			平常 午前8時30分~午後5時30分
			遅出 午前9時30分~午後6時30分
			午前10時00分~午後7時00分
			夜勤 午後4時30分~午前9時30分
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	常勤(管理者と兼務)
	小規模多機能型サービス等		午前8時30分~午後5時30分
	計画作成担当者研修修了		

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

◇ 基本単価

◎ 登録の方(1月につき)

O 223(1)3 (2)1(1-1-C)									
要介護度	甘土 光 / (元	利用料	利用者負担額						
安川 喪皮	基本単価	<u> </u>	1割の方	2割の方	3割の方				
要支援1	3,450	¥34,500	¥3,450	¥6,900	¥10,350				
要支援2	6,972	¥69,720	¥6,972	¥13,944	¥20,916				
要介護1	10,458	¥104,580	¥10,458	¥20,916	¥31,374				
要介護2	15,370	¥153,700	¥15,370	¥30,740	¥46,110				
要介護3	22,359	¥223,590	¥22,359	¥44,718	¥67,077				
要介護4	24,677	¥246,770	¥24,677	¥49,354	¥74,031				
要介護5	27,209	¥272,090	¥27,209	¥54,418	¥81,627				

◎ 短期利用の方(1日につき)

要介護度	基本単価	利用料	利用者負担額						
安月 喪及	基本早個	<u> </u>	1割の方	2割の方	3割の方				
要支援1	424	¥4,240	¥424	¥848	¥1,272				
要支援2	531	¥5,310	¥531	¥1,062	¥1,593				
要介護1	572	¥5,720	¥572	¥1,144	¥1,716				
要介護2	640	¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920				
要介護3	709	¥7,090	¥709	¥1,418	¥2,127				
要介護4	777	¥7,770	¥777	¥1,554	¥2,331				
要介護5	843	¥8,430	¥843	¥1,686	¥2,529				

◇ 加算料金 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

Lukk to II.	277.11	4.1 EL 101	利	用者負担	forte and the state of the stat	
加算名称	単位	利用料	1割の方	2割の方	3割の方	算定回数•要件等
初期加算	30	¥300	¥30	¥60	¥90	利用を開始した日から 30日間に係る1日当たり の加算料金です。 30日を越える入院をされ た後に再び利用を開始 した場合も算定します。
認知症加算(I)	920	¥9,200	¥920	¥1,840	¥2,760	から介護を必要とする利
認知症加算(Ⅱ)	890	¥8,900	¥890	¥1,780	¥2,670	用者(日常生活自立度 Ⅲ・IV・M)に対して、専 門的な認知症ケアを実 施した場合に算定する1 月当たりの加算料金で
認知症加算(Ⅲ)	760	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280]
認知症加算(IV)	460	¥4,600	¥460	¥920	¥1,380	要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅱ)の場合に算定する1月当たりの加算料金です。
若年性認知症受 入加算 (介護)	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。1月当たりの加算料金です。
若年性認知症受 入加算 (予防)	450	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。月当たりの加算料金です。
看護職員配置加算 I	900	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700	専従の看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
看護職員配置加算 II	700	¥7,000	¥700	¥1,400	¥2,100	たりの加算料金です。
看護職員配置加算Ⅲ	480	¥4,800	¥480	¥960	¥1,440	看護職員を常勤換算方法 で1名以上配置している場 合の1月当たりの加算料金 です。

Luchtha to set	*****		利	用者負担	 額	fate at a series of the fate
加算名称	単位	利用料	1割の方	2割の方	3割の方	算定回数•要件等
ロ腔・栄養スクリーニ ング加算	20	¥200	¥20	¥40	¥60	従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態を確認、情報を担当介護支援専門員に提供した場合。6月に1回の加算です。
訪問体制強化加算	1,000	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	登録者の居宅における生活 を継続するために、サービス の提供体制を強化した場合 に算定する1月当たりの加算 料金です。
総合マネジメント 体制強化加算(I)	1,200	¥12,000	¥1,200	¥2,400	¥3,600	利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、かつ、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じた地域の行事や活動等への積極的な参加や地域住民等の相談に対応する体制の確保、生活支援サービス計画の策定を行っている場合に算定する1月当たりの加算料金です。
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅱ)	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護 職員等が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、かつ、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加 算(I)	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画に基づく介護を行った場合。初回のみ、1月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加 算(II)	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、籍定 通所リハビリテーション等の一環として、利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員職と利用者の身体の状次生活機能の向上を目的とした計画を作成し、それに基づく介護を行った場合。その初回より3月の間算定。(I)を算定する場合には、この加算は第にいたしません。1月当たりの加算料金です。

加险力和	开告	4 1 11 10	利	用者負担	額	发力同类 再从然
加算名称	単位	利用料	1割の方	2割の方	3割の方	算定回数•要件等
認知症行動·心理症 状緊急対応加算	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	か適当であると判断した場合。 開始した日から7日を限度の加算です。
科学的介護推進体制 加算	40	¥400	¥40	¥80	¥120	小規模多機能型居宅介護費 を算定している場合で、利用 者の基本的な情報を厚生労働 省に提出し、必要な情報を活 用している場合1月当たりの加 算料金です。
サービス提供体制 強化加算 I (短期利 用以外)	750	¥7,500	¥750	¥1,500	¥2,250	小規模多機能型居宅介護費 を算定している場合で、当該 加算の体制・人材要件を満た す場合の1月当たりの加算料 金です。
サービス提供体制 強化加算 II (短期利 用以外)	640	¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920	小規模多機能型居宅介護費 を算定している場合で、当該 加算の体制・人材要件を満た す場合の1月当たりの加算料 金です。
サービス提供体制 強化加算Ⅲ(短期利 用以外)	350	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050	小規模多機能型居宅介護費 を算定している場合で、当該 加算の体制・人材要件を満た す場合の1月当たりの加算料 金です。
サービス提供体制 強化加算 I (短期利 用)	25	¥250	¥25	¥50	¥75	短期利用居宅介護費を算定 している場合で、当該加算の 体制・人材要件を満たす場合 の1日当たりの加算料金で す。
サービス提供体制 強化加算 II (短期利 用)	21	¥210	¥21	¥42	¥63	短期利用居宅介護費を算定 している場合で、当該加算の 体制・人材要件を満たす場合 の1日当たりの加算料金で す。
サービス提供体制 強化加算Ⅲ(短期利 用)	12	¥120	¥12	¥24	¥36	短期利用居宅介護費を算定 している場合で、当該加算の 体制・人材要件を満たす場合 の1日当たりの加算料金で す。
生産性向上推進体制 加算(I)	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	下記に加え、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合の1月当たりの加算料金です。
生産性向上推進体制 加算(II)	10	¥100	¥10	¥20	¥30	利用者の安全並びに介護 サービスの質の確保及び職員 の負担軽減に資する方策を検 討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上 で、見守り機器等のテクノロ ジーを1つ以上導入し、生産 性向上ガイドラインの内容に長 づいた業務改善を継続的に行 うとともに、一定期間ごとに、業 務改善の取組による効果を示 すデータの提供を行う場合の I月当たりの加算料金です。

加算名称	単位 利用料		利	用者負担	額	管空同粉. 雨 丛笠	
加昇 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平1江	利用料	1割の方	2割の方	3割の方	算定回数•要件等	
介護職員処遇改善加 算	利用単位 数合計に 1000分の 102を乗じ た額		その額の 1割	その額の 2割	その額の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。	
介護職員等特定処遇 改善加算	利用単位 数合計に 1000分の 15を乗じ た額		その額の 1割	その額の 2割	その額の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。(介護職員処遇改善加算を除く合計に乗じます)	
介護職員等ベース アップ等支援加算	利用単位 数合計に 1000分の 17を乗じ た額		その額の 1割	その額の 2割	その額の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く合計に乗じます)	
※ 令和6年6月1日より、 アップ等支援加算は廃止						学加算、介護職員等ベース す。	
介護職員等処遇改善 加算	利用単位 数合計に 1000分の 149を乗じ た額		その額の 1割	その額の 2割	その額の 3割	当該加算の算定要件を満たす 場合の1月当たりの加算料金 です。	

- ※ 要介護度別に応じて定められた金額(省令によって変更あり)から介護保険給付額を除いた 金額が利用者負担額になります。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて 日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日 を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

登録者が指定(介護予防)短期入所生活介護、指定(介護予防)短期入所療養介護、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護又は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは指定複合型サービスを受けている間、若しくは他の事業所において指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を受けている間は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費は算定しません。

◇ その他費用

サービスの種類	ļ	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
食事の提供に関す	朝食	2 4 5 円	保険給付外	1回	2 4 5円
る費用	昼食	600円			600円
	夕食	600円			600円
宿泊に要する費用	<宿泊室	医の詳細>	保険給付外	1 泊	2,000円
	広さ 1	3. 2平方メートル			(税抜き)

	定員数 全室個室、9部屋	
各種おむつ代	形状等によって金額が異なります。詳しくは職員にお問い合わせください。	

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

7 苦情申立窓口

. 1111 1		
ご利用者相談窓口	ご利用時間 月~金 午前8時30~午後5時00分ご利用方法 電話 0738-52-7300担当者 中野 善広	
網坊市介護保険課	所在地:御坊市薗350番地2 電話番号0738-23-5851	
	所在地 和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 号 (日赤会館内) 電話番号 073-427-4662	
和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073-435-5527	

8 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従いま

緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治の医師	氏名		
	所属医療機関の名称		
	所在地		
	電話番号		

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

なし

当事業者は、甲に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

日高博愛園しおや

和歌山県御坊市名田町野島1番地9

社会福祉法人 博愛会

理事長 小林 隆弘 印

説明者

管理者 印

私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。私は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名